

広島県告示第六百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域							
広島県広島市西区己斐上一丁目、同区己斐上一丁目及び同区己斐西町地内	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十八年法律第五十七号）で定める事項	己斐西町一 二（二四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐西町一 二（二四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
				己斐西町二 二五〇（二五一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐西町二 二五〇（二五一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
				己斐西町三 九（二五二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐西町三 九（二五二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
				己斐上二丁目 一三（二五七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上二丁目 一四（二五九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
				己斐上二丁目 一四（二五九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
				己斐上二丁目 一四（二五九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
				己斐上二丁目 一四（二五九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
				己斐中二丁目 二〇（二七二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐中二丁目 二〇（二七二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

己斐上一丁 目八(四四 八三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	己斐上一丁 目八(四四 八三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
己斐上一丁 目八(四四 八三一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	己斐上一丁 目八(四四 八三一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
己斐上一丁 目五六(四 五〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	己斐上一丁 目五六(四 五〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
己斐上一丁 目一(四五 〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	己斐上一丁 目一(四五 〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
己斐上一丁 目六六(五 七〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	己斐上一丁 目六六(五 七〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
己斐上一丁 目一九二六 (一七一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	己斐上一丁 目一九二六 (一七一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
己斐上一丁 目一三〇六 (二〇五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	己斐上一丁 目一三〇六 (二〇五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
己斐西町四 五(九九四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	己斐西町四 五(九九四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
己斐上一丁 目五〇B(五 五三七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	己斐上一丁 目五〇B(五 五三七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
八幡川支川 (一六二)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 (一六二)	土石流	次の図のとおり
榎谷川(二 六三一)	土石流	次の図のとおり	榎谷川(二 六三一)	土石流	次の図のとおり
榎谷川(二 六三一)	土石流	次の図のとおり	榎谷川(二 六三一)	土石流	次の図のとおり
八幡川支川 (一六四)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 (一六四)	土石流	次の図のとおり
八幡川支川 (一六五)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 (一六五)	土石流	次の図のとおり
八幡川支川 (一六六)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 (一六六)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。